



寄せられた意見とそれに対する市の考え方

米子市民自治基本条例（原案）

米子市企画部市民自治推進課

平成23年10月1日から平成23年11月18日まで48日間にわたり、米子市民自治基本条例（原案）に対するご意見を募集しましたところ、述べ64名の皆様からご意見をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見を、論旨ごとに分析・整理し、それぞれに対する市の考え方をお示ししましたのでご覧ください。寄せられたご意見は、今後の条例案づくりの参考として十分に活用してまいりたいと存じます。

■意見募集の結果などについて

◎意見の募集結果

- ・意見を寄せられた人数（延べ 64 人）
- ・意見の総数（176 件）
- ・1人当たりの最多意見数 31 件

◎意見の分析結果（全 176 件）

- 1 条文の追加、修正、削除など、直接的に内容に関するもの（94 件）
- 2 条例に対する賛否など、内容には直接関係ないもの（82 件）

◎意見の類型化

- 1 条文の追加、修正、削除など、直接的に内容に関するもの（全 94 件）
 - ① 条項の追加（条文や項目の追加に関するご意見）（25 件）
 - ② 条項の修正（条文や項目の修正に関するご意見）（55 件）
 - ③ 条項の削除（条文や項目の削除に関するご意見）（3 件）
 - ④ その他（内容に関するもので、上記①から③に分類できないもの）（11 件）
- 2 条例に対する賛否など、内容には直接関係ないもの（82 全件）
 - ⑤ 条例への賛否（条例に対する賛否を表明するご意見）（28 件）
 - ⑥ 条例に対する見解（条例に対する一般的な見解などのご意見）（26 件）
 - ⑦ 最高規範性（最高規範性に対する賛否などのご意見）（4 件）
 - ⑧ 市民への周知（条例の周知に関するご意見）（3 件）
 - ⑨ その他（内容以外のもので、上記⑤から⑧に分類できないもの）（21 件）

◎ご意見に対する市の考え方について

本書には、お寄せいただいた全てのご意見（176 件）について、前半部分（2P～39P）に、お寄せいただいたご意見の内、同様の意見が多いなど、代表的なものについて、原案や必要に応じて関連する法律条文などを交えながら、また、後半部分（40P～49P）に、それ以外のご意見について、表形式に整理した上で、市の考え方をお示ししています。



■市民の定義について寄せられたご意見

- ◎市民の定義は、「米子市に住民票を置く者」とすべきである。
- ◎市民の定義には、外国人を含めないとすべきである。

【市民】（解説書・用語の解説）

この条例において「市民」は、地方自治法の「住民」と同じ意味です。

この条例を、誰が読んでも同じ解釈を導けるように、上位の法律の解釈をそのまま使用するもので、地方自治法では、「住民」を、「市町村の区域内に住所を有する者」と規定しています。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

市民という言葉には、法律上の定義はありませんが、本市では、一般的に、条例で「市民」という言葉を使うときには、特別な定義をしない限り、上位の法律である地方自治法に定める「住民」と同じ定義で使用しています。

この原案も、こうした例にならったものです。

【地方自治法】第二章 住民

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

この住民には、自然人（法律用語で個人のこと）だけでなく、法人も含まれ、また、自然人については、住民票の有無や国籍を問わないとされていますので、この条例の市民には、様々な事情から住民票を移さずに本市に居住される方や外国人も含まれます。

さて、条例には、上位の法律の範囲内で定めなければならないという決まりがあり、勝手にその解釈を変えるようなことはできません。また、合理的な理由がないのに、上位の法律で示してある考え方に制限を加えるようなこともできません。

地方自治法は、住民を定義するとともに、住民とその属する地方公共団体の関係性について定めており、ご意見のように、住民票のない居住者や外国人をこの条例の対象から除外することは、上位の法律である地方自治法の趣旨に反することとなり、この条例自体が地方自治法に違反する可能性が高いことからできないと考えています。
この点について、ご理解を賜りますようお願いいたします。





■ご意見

◎「市民」ではなく「住民」とすべきである。また、条例の名称も「住民自治基本条例」とすべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

上位の法律で定義する「住民」を、この条例でわざわざ「市民」と読みかえる必要がないのではないかというご意見であり、たしかに合理性を感じるところです。

実は、この「市民」とするか「住民」とするかということについては、原案の作成段階でも検討され、本市では、一般的に、条例で「市民」という言葉を使うときは、特別な定義をしない限り、上位の法律である地方自治法に定める「住民」と同じ定義とされていることや、言葉そのものから受ける印象として、「住民」よりも「市民」の方が親しみ易いのではないかなどの理由から、最終的に「市民」としたものです。

また、条例の名称については、仮称としながらも、平成 20 年度から引き続くこの条例の策定作業で、当初からこの名称を使っており、検討委員会の素案づくりの活動などを通じて、市民の皆さんにもある程度定着していると認められることから「米子市民自治基本条例」としたものです。



■第1章（総則）に関するご意見

●第1条（目的）について

◎条例の目的を、次のように改めるべきである。

「この条例は、住民自治の基本原則を明確にし、市民の権利義務、議会、市の役割と責務・住民自治の仕組みやルール等市民が共通認識をもって米子のまちづくりに市民が主体となって参画・協働して推進し、自立した米子のまちづくりを実現することを目的とする。」

（目的）（原案条文）

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

原案は、できるだけ多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただくために、なるべく難しい言葉を使わず、平易な言葉で簡潔にまとめることに注意を払いました。

ご意見の条文には、実に沢山のことがらが盛り込まれています。ざっと見ただけでも、「住民自治の基本原則を明確にする」、「市民の権利義務を市民の共通認識とする」、「議会、市の役割と責務を市民の共通認識とする」、「住民自治の仕組みやルール等を市民の共通認識とする」、「米子のまちづくりを市民が主体となって推進する」、「まちづくりに市民が参画・協働する」、「自立した米子のまちづくりを実現する」とあり、それぞれが、この条例の目的になりうるようなことから、この条例の本当の目的が何なのか、一見するとわかりません。

この条例は、「まちづくりを行っていく上での理念」を定めるものですが、当然ながら、理念として書かれることがらは、誰が見ても同じように理解できるものでなければならず、このような表現をそのまま使うことはできません。

このようなことから、原案どおりとさせていただきますが、ご意見のとおり、この原案は、米子のまちにおける自治のあり方を定めようというものにほかなりません。難し

い言葉や曖昧な表現を出来るだけ使わず、平易で簡潔な表現を用いることで、より多くの市民の皆さんに、この条例の趣旨をご理解いただき、そうした考え方や行動様式を確立することで米子のまちを、より素晴らしいまちにしていこうというものであり、この点についてご理解をお願いします。





■第2章（市民の役割等）に関するご意見

●第3条第3項（原案条文）

◎「まちづくりに参加しないことによって」とすると、まちづくりに参加しないことを容認することになるので、「まちづくりに参加できないことによって」と修正すべき。

3 市民は、まちづくりに参加しないことによって、不利益を受けることはありません。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

まちづくりへの参加は、あくまで市民の皆さんの意思に委ねられるものだと考えています。「まちづくりに参加できないことによって」とすると、その背景には、「市民は、当然においてまちづくりに参加すべき。」という考えがありますが、こうした考え方は、個人の思想・信条の自由に抵触する可能性もあり、条例でお示しすることはできないものと考えています。

しかし他方で、自治会に加入しない、地域の活動に参加しない人が増えつつあり、地域における人間関係の希薄化などを心配するご意見も多数あります。この点について原案では、次のように定めています。

（市民の役割）（原案条文）

第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとします。

2 市民は、まちづくりに関心を持つとともに、参加するように努めるものとします。

3 市民は、まちづくりに参加しないことによって、不利益を受けることはありません。

このような考え方が、条例という法によって定められ、市民全体の共通認識として確立されることで、より良い地域社会の実現へとつながるものと考えています。



■第3章（将来のまちづくりの担い手としての子ども）に関するご意見

- ◎「児童の権利に関する条約」の内容を引用し、子どもの人権尊重を謳うべきである。
- ◎子どもに権利ばかり与えすぎである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

この条例は、子どもに対して新たな権利を与えるものではありません。

子どもを特定の政策領域として捉えるのではなく、将来にわたるまちづくりの継続性などを考慮し、将来のまちづくりの担い手と位置づけるものです。

第3章 将来のまちづくりの担い手としての子ども

（子どもへの関わり）（原案条文）

第5条 市民は、子どもが次世代のまちづくりを担う宝であることに鑑み、その成長に関わっていくように努めるものとします。

（子どもの成長のための環境づくり）

第6条 市民は、子どもが健やかに育つための責任はまず家庭にあることを自覚し、すべての子どもたちが健やかに育っていくための環境づくりに努めるものとします。

2 市民及び市は、前項の環境づくりに当たっては、家庭、地域及び学校等の連携を大切にするものとします。

条文には、子どもたちのことを、次世代のまちづくりを担う宝とし、地域の皆で子どもが健やかな育ちに関わっていくことを定めています。もちろん「健やかな育ち」は、体が大きくなることだけではありません。他者に対するいたわりの心、社会的な規範、公衆道徳などを身につける、心の育ちをともしなければならない、もちろん、こうした部分は、私たち大人がそのお手本を示すことも大切です。



■第4章（まちづくりの基本原則）に関するご意見

●第7条（地域におけるまちづくりの原則）

◎地域の様々な活動に参加することを罰則付きで義務付けるべきである。

（地域におけるまちづくりの原則）（原案条文）

第7条 市民は、地域における様々な活動に参加するように努めるものとします。

2 市は、必要に応じ、前項の活動に対し支援をします。

3 市は、前項の支援を受けた者に対し、必要に応じ、指示、助言等を行います。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

第2章（市民の役割等）に関するご質問に対する市の考え方の中で、自治会に加入しない、地域の活動に参加しない人が増えつつあり、地域における人間関係の希薄化などを心配するご意見も多数あることをご紹介しましたが、このご意見もそうした心配からのものと考えています。

しかし、こうした状況に歯止めをかけ、地域の絆をもう一度取り戻すためには、ご意見のように、地域の様々な活動に参加することを罰則付きで義務付けることが本当にふさわしい方法なのかどうか少々疑問があります。やはり、様々な事情から、このような活動に参加しない（できない人）が、どのようにしたら参加できるようになるのかを、地域全体の問題としてしっかりと考えてみる必要があると考えています。

また、「罰則があるから、いやいや」ではなく、市民の皆さんが自ら進んで地域活動に参加できるような、また、新たにそうした活動に参加される方を、いつでも暖かく迎え入れることができる雰囲気や環境をつくることも大切なのではないのでしょうか。



●第7条第4項（原案条文）

◎「説明する」ではなく、もっと厳しい表現「書面で報告する」とすべきである。

4 第2項の規定により財政的な支援を受けた者は、適正にその資金を使用するとともに、その用途について、市民に対し説明するように努めるものとします。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

ここでは、補助金など市から財政的な支援を受けた者に求められる基本的なことから定めています。この条例の目的は、「まちづくりを行っていく上での理念」を定めることにあります。

そのため、条文では、基本的な考え方などに止め、具体的な事務処理などをどのように進めるのかなど、細かい点にまではふれていませんが、こうした運用上の詳細は、市の補助金交付規則に定められており、実際には、市から補助金などを受けられた際には、必ずその用途を書面で報告することになっています。

また、報告を受けて市は、その事業などの結果をホームページなどで公開しており、ご意見の趣旨は、既に現在の市政運営に反映されているものと考えております。

このため、原案どおりとしますが、ご意見は、こうした財政的な支援の源は、市民の皆さんにご負担いただいた大切な税金であり、市から補助金などを受けられた際には、その金額の多寡に関わらず、それが十分に効果を発揮するように活用されなければならないという趣旨にご賛同いただくものであり、感謝申し上げます。



●第8条第2項

◎市政への参加について、「市は、環境づくりに努める」ではなく、「市民参加を推進する」とすべき。

◎市政への参加促進に関わって、市は、テレビなど様々なメディアを使って、効果的な働きかけを行うべきである。

(市政への参加の原則)

第8条 市民は、まちづくりの主体であるとの自覚の下に、市政に参加するように努めるものとします。

2 市は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めます。

■ご意見に対する市の考え方

参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございました。

最初のご意見について、第6章第3節（市民のための市政運営）には、市の説明責任、情報提供、情報公開、行政手続、市民意見公募手続、市民投票などの具体的な市民参加の項目を掲げており、これをもって市としての市民参加を推進する意思をお示しできるものと考えておりましたが、表現として十分ではないのかもしれない。

ご意見のように、市の方針として明確、かつ、直接的に市民参加を推進する意思をお示しするような表現が必要だと考えます。条例全体の構成から、第8条の2項については原案どおりとしますが、ご意見を参考に、第6章第3節（市民のための市政運営）に、このような趣旨を盛り込む事ができないか検討したいと思います。

なお、次のテレビなど様々なメディアを使って、市民の皆さんに市政への参加を働きかけるというご意見については、現実的な政策レベルでの課題と受け止め、費用対効果などを踏まえつつ検討して参りたいと思います。



■第5章（身近な地域におけるまちづくり）に関するご意見

●第10条（まちづくりへの参加）・●第12条（まちづくりの担い手の育成）

◎市民に、まちづくりを強要するような内容に感じられる。

◎まちづくりの担い手の育成を市民に丸投げしているように感じられる。

（まちづくりへの参加）（原案条文）

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進していくように努めるものとします。

（まちづくりの担い手の育成）

第12条 市民は、身近な地域におけるまちづくりの担い手の育成に努めるものとします。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

この原案は、まちづくりを進めていく上での理念を定めようというものです。

つまり、まちづくりについての考え方や行動様式を定め、それを市民の皆さんの共通の約束事にしようというもので、決して「市民」と「市」を対立するように位置づけるものではありません。従って、市が市民の皆さんに、まちづくりを強要するようなものでもなく、また、まちづくりの担い手の育成を市民の皆さんに丸投げしているものでもありません。

市長も議員も一緒になって、市民の皆がこそってまちづくりを進めていく、これが、この条例で示される最も大切な考え方だと考えています。また、第13条には、市がその責任において行う、まちづくりへの支援について、次のように定めています。

（まちづくりへの支援）（原案条文）

第13条 市は、身近な地域におけるまちづくりに対し、必要に応じ支援をします。

2 市は、前項の支援を行うに当たっては、地域の特性や環境、課題が異なることを踏まえて、適切な方法によることとします。



■第6章（市民のための市政運営）に関するご意見

●第15条（市長の役割）

◎市長の役割として、この条例の推進を謳うべきである。

■ご意見に対する市の考え方

参考にさせていただきます。

第3章第3節（市民のための市政運営）に次のような条文があります。

（市政運営に当たっての原則）

第18条 市は、政策を決定し、及び遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

ここでいう「市」は、市長、議会及び執行機関である市の職員のことであり、この条文は、これら三者に共通する原則として定められていることから、ご意見の趣旨は既に原案中に反映されているものと考えますが、ご意見のとおり、市民代表としての市長の役割として、明確、かつ、直接的に定められているわけではありません。

ご意見を参考に、市長の役割として盛り込むことができないか検討してみたいと思います。また、このことは、二元代表制におけるもう一つの市民代表である議員にも当然あてはまることであり、議員の役割として、盛り込むことも検討したいと思います。



●第15条2項

◎条文を、次のとおりとすべき。

「市長は、市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点に立ち、市民の意見を尊重しながら、市民のための市政を執行します。」

2 市長は、市民の意見を尊重しながら、市民のための市政を執行します。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

第3章第3節（市民のための市政運営）に次のような条文があります。

5 市は、市民に対し公平公正かつ誠実に向き合うとともに、市政に対する市民の意見を把握し、これを適切に市政に反映します。

ここでいう「市」は、市長、議会及び執行機関である市の職員のことであり、この条文は、これら三者に共通する原則として定められていることから、ご意見の趣旨は既に原案中に反映されているものと考えています。



●第28条（市民意見公募手続）

◎市民意見公募手続を、広く市民に周知徹底する方法の検討が必要である。

（市民意見公募手続）（原案条文）

第28条 市は、政策の立案の過程における市政参加の機会の拡充並びに市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、基本的な事項を定める条例、計画等の策定又は改廃を行う場合は、市民に対し関係する情報を提供し、市民の意見を求めます。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

市民意見公募手続は、市政に関して、市民の皆さんが意見を述べることができる最も身近な制度であり、本市の市民参加の中心的な制度でもあります。

条文については、原案どおりとしますが、この制度を広く市民に周知徹底する方法の検討が必要であるというご意見については、現実的な政策レベルでの課題と受け止め、その解決策について検討して参りたいと思います。



●第29条（市民投票）

▲投票資格について

- ◎この市民投票は、外国人に参政権を与えるものである。
- ◎市民投票の投票資格は、「日本国籍を有する20歳以上の者」とすべきである。
- ◎投票権を有する者は、選挙権を持つ市民とすべきである。
- ◎未成年者の意見を市政に反映させるため「18歳以上の未成年」にも投票資格を与えるべきである。

（市民投票）

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

2 前項の条例においては、事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項（以下「市民投票の実施に必要な事項」といいます。）を定めます。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

本市の原案では、地方自治法の直接請求権の規定を市民投票に特化し、条例に改めて掲載することによって市民投票を「個別型」で制度化しています。

他市の条例には、住民投票の条項に、投票資格を未成年や永住外国人にも与えることを定めているものもあります。現在のところ、市民投票の結果に、市長や議会が必ず従うというような規定を設けることは、憲法や地方自治法の規定に違反する可能性が高いことからできません。このため、投票結果は、あくまで市長や議会が政策判断をするための材料に過ぎません。こうした拘束力のない形式を「諮問型」と言いますが、つまり、「諮問型」の市民投票は、性質的には、大掛かりなアンケート調査のようなものであり、より多くの市民の意思を把握する目的で、未成年者や永住外国人に投票資格を与える例もありますが、これも法律に違反するものではないとされています。

しかし、他方では、いくら「諮問型」とはいえ、市民投票の結果は、市民総体の意思として市政運営に少なからぬ影響を与えることから、実質的に拘束力を持つものだとす

る考え方も存在し、そうした立場から、未成年者や永住外国人にまで投票資格を与えることは、行き過ぎた考え方だという意見もあります。

本市の場合、市民投票の投票資格者をどのようにするかは、第 29 条第 2 項の「事案ごとに、その都度定める条例」に規定するとしており、原案には、一律にこれを規定することはしていません。市民投票に付そうという事案には、様々なものが想定されることから、投票資格者をどのようにするかについても、やはり、その事案ごとに検討される必要があると考えており、最終的には、市議会において審議され、決定されることとなります。





▲投票結果の取扱いについて

◎投票結果には、法的拘束力が無いため「投票結果を尊重し、その（投票結果の）実現に努めます。」とし、実効性を確保すべき。

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

条例という法に「投票結果を尊重し、その（投票結果の）実現に努めます。」と規定することは、投票結果に法的拘束力を持たせることにほかならず、憲法や地方自治法の規定に抵触する可能性が高いことからできないものと考えています。



■ご意見

◎「投票結果を尊重する」ではなく、「勘案する」、「考慮する」等、投票結果に拘束力がないことをはっきりさせる表現に修正すべきである。

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

「投票結果を尊重する」という表現が、「投票結果に従う」という意味で理解されるのではないかということですが、「投票結果を尊重する」という表現は、「諮問型」の投票結果の取扱いを規定するとき一般的に使われるもので、拘束力を持たないことを前提とするものとして、他市の条例においてもよくみられるものです。

特に問題はないのではないかとと思いますが、この点については、解説書でも丁寧に説明したいと考えています。



▲その他（市民投票について）

◎市民投票は、「個別型」ではなく、「常設型」の制度とすべきである。

（市民投票）（原案条文）

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

2 前項の条例においては、事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票することができる者の要件その他市民投票の実施に関し必要な事項（以下「市民投票の実施に必要な事項」といいます。）を定めます。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

先にも述べたように、本市の原案では、地方自治法の直接請求権の規定を市民投票に特化し、条例に再掲することによって市民投票を「個別型」で制度化しています。

ご意見の「常設型」は、投票に付す事案、請求・投票の資格、手順等をあらかじめ条例で定め、請求の一定要件（他市の例・請求資格者の署名の1/4の署名など）が整えば、市議会の議決を経ることなく投票を実施する規定を持つものですが、なぜ「常設型」ではなく「個別型」としたのかについては、次の理由によります。

本市では、市民投票を、市政の重要案件について、総体としての市民の皆さんのご意思を伺うために、極めて限定的に用いる市民参加の手法であると考えており、「その事案が市政に関する重要な事項であるかどうか」、「その事案の解決に市民投票という手法を用いることが適当かどうか」という判断は、やはり重要であり、市民代表である市議会に委ねるべきとの考えから、「個別型」としたものです。

また、これに加えて費用の問題もあります。「常設型」の市民投票では、一定数の署名さえ集まれば、いつでも、何度でも投票が実施されることとなります。「税金を負担する市民が最終的に責任を取るのだからそれでよい」との意見もありますが、この制度の濫用・恣意的利用の防止などの面からも、「個別型」が適当と判断したものです。



■ご意見

- ◎市民投票は、議会軽視につながるので項目を削除すべきである。
- ◎この条例は、国民主権、議会制民主主義に反するものである。

(原案条文)

3 市は、市民投票を実施したときは、その結果を尊重します。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

現在のところ、市民投票の結果に、市長や議会が必ず従うというような規定を設けることは、憲法や地方自治法の規定に違反する可能性が高いことからできません。このため、投票結果は、市長や議会が政策判断をするための材料に過ぎません。この制度は、あくまで、間接民主制、二元代表制を補い、市民代表により良い政策判断をしてもらうための制度であり、市議会の権限を制限したり、軽視したりするようなものではありません。



■ご意見

◎「市は、実施できる」ではなく「市は、実施する」という表現とすべき。

(市民投票)(原案条文)

第29条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとに、その都度、条例で定めるところにより、市民投票を実施することができます。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

「市は、実施できる」ではなく、「市は、実施する」となると、市は、市政の特に重要な事案について政策判断するときには、原則として市民投票を実施しなければならないという意味になります。

重要な政策判断をするたびに市民投票をしていたのでは、結論が出るまでに時間がかかり市民生活に混乱を招くことに加え、費用の問題もあり、現実的とはいえません。

また、市民の皆さんの意思を問う方法は、市民投票だけではなく、他にも、アンケート、公聴会、市民意見公募手続など様々な手法があり、通常の場合は、こうした手法を活用することで、市民の皆さんのご意思を把握することは可能であると考えています。市民投票は、市政運営上の特別な事案について、極めて限定的に用いる手法であることについて、ご理解いただきますようお願いします。



■新たに盛り込んでほしい項目

◎見直しに関する条項を設けたほうがよい。

■ご意見に対する市の考え方

参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございました。

通常、条例には、特別な場合を除き、見直しに関する条項は設けません。これは、見直しを行わないのではなく、そうすべき事情が生じた時には、当然において見直しを行うため、この原案もそうした慣例にならい、見直しの条項は設けていません。

この条例で定めるのは、本市の「まちづくりを行っていく上での理念」であり、一定の普遍性を持つものであることから、頻繁に見直しが行われることは想定していませんが、定められる内容自体が、市民の皆さんの暮らしや市政全般に深く関わるものであることなどを考えると、この条例を見直すことには特別な意味があり、その際には、広く市民の皆さんのご意見を踏まえて行う必要があります。

この条例の持つ特殊性などを総合的に勘案し、こうした趣旨を盛り込むことについて検討してみたいと考えます。



■ご意見

◎まちづくりについての委員会の設置を規定すべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

この原案の「まちづくり」は、市による都市機能の整備や市民の皆さんと市が協力して行う環境美化や地域福祉活動の領域だけでなく、市民の皆さんによるスポーツ・文化などの趣味の活動、自治会など地縁組織の活動、更には、企業の経済活動なども含めた、米子のまちで生まれ、まちの文化・風土の形成に影響を与えるあらゆる活動のことです。つまり、そのほとんどが、私的な領域であり、ご意見の委員会にどのような機能・目的を持たせるのかということもありますが、こうした私的領域に市が関与することは、個人の思想・信条の自由に抵触する可能性もあり、実現は難しいと考えています。

なお、「まちづくり」の内、市が関与する部分については、個別具体的な施策の進捗状況などを評価するような組織を設置することは可能だと考えますが、市には既に、個別の政策分野にそのような組織が存在しています。

今後も、市において様々な施策が企画・立案され、実施されていくこととなりますが、こうした施策のそれぞれが、この条例で示される考え方に沿ったものであるかどうかということについてチェックする役割は、こうした既存の組織や、市民代表である市議会が担っていくものと考えています。



■ご意見

◎社会の構成要素である「自助、互助、共助、公助」の「共助」という考え方を盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

米子市地域福祉計画では、現代社会は、それまでの「自助、互助、公助」という構成要素に「共助」を加えた四つの構成要素によるとしています。

「自助」は、まず、自分ことは自分でやろうという考え方、「互助」は、個人の力では限りがあり、なかなか実現できないことを、地域や組織で協力してやろうという考え方、「公助」は、それでも実現できないことを市という「官」が担当するという考え方です。

ご意見の「共助」という考え方は、「官と民」の協力・協調関係を表す考え方だといわれており、市民と市との協働のことを意味します。

原案には、「第1章 総則」に次のとおり、考え方が示されています。

(市民と市との協働)

第2条 まちづくりの推進に当たっては、市民及び市は、適切に役割を分担するとともに、相互に責任を持ちながら、連携し、協力していくものとします。



■ご意見

◎市民に保障される権利として「まちづくりに参加する権利」、「まちづくりに必要な情報を知る権利」を盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

先にも述べたとおり、この原案の「まちづくり」は、米子のまちで生まれ、まちの文化・風土の形成に影響を与えるあらゆる活動のことです。ご意見の「まちづくりに参加する権利」は、こうした活動に誰しもうかが参加できることを権利として定めようというものだといえます。

他市の条例には、こうした権利を定めているものがありますが、原案には定めていません。これは、「まちづくり」に対する考え方の違いによるものです。

こうした権利を定めている都市の多くが、「まちづくり」を「共助」、「公助」の領域で定義しています。つまり、「まちづくり」にはなんらかの形で「官」が関わっているという考え方です。こうした考え方の中で「まちづくりに参加する権利」は、「市政に参加する権利」とほぼ同じ意味で理解されています。こうした背景にあるのは、まちづくりは、本来的に「官」が担うべきもので「民」は、そこに参加するという考え方です。

これに対して、原案では、「まちづくり」を「共助」、「公助」という「官」の領域だけでなく、「自助」、「互助」という「民」の領域も含むものと、とても大きな定義をしています。冒頭の「米子のまちで生まれ、まちの文化・風土の形成に影響を与えるあらゆる活動」とは、そういう意味です。まちは、市民の皆さんの様々な活動が折り重なってつくられるのであって、行政だけがつくるものではないという考え方です。

この部分が、他市の条例の考え方とは大きく違うところで、原案では、市民の皆さんのスポーツ・文化などの趣味の活動、自治会など地縁組織の活動、企業の経済活動なども「まちづくり」だという認識に立っています。つまり、「まちづくり」は、私たちの日々の暮らしそのものであり、こうした視点に立つと、ご意見の「まちづくりに参加する権利」（市政に参画する権利）という考え方は、原案でお示しする「まちづくり」の領域のほんの一部にしか当てはまらず、本市においては、条例全体に共通する考え方として、採用することはできないと考えています。

しかし、原案で、こうしたことを全く意識していないのかということ、そういうわけではありません。私たちに、憲法によって様々な自由と権利が保障されていることは疑いようのない事実です。私たちは、「まちづくりに参加する権利」（市政に参画する権利）を行使しながら暮らしているわけではなく、日々、こうした自由と権利を行使しながら暮らしているといえます。また、お互いの自由と権利が対立するときには、互いにそれを譲り合い、調整し、妥協点を見出しながら暮らしています。このことを条文では、「市民の責務」として次のように表現しています。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うものとします。

また、こうした大きな領域の「まちづくり」という考え方を採用した背景には、素案も同様の考え方に基づいて構成されていることにもよりますが、もとより米子は、市民が元気なまちであり、このようなまちの気風を大切にしながら、市民の皆さんの知恵や発想を大いに活かしながら、自由闊達に「まちづくり」を進めていただきたいという願いが込められていることをご理解いただきたいと思います。

なお、「まちづくりに必要な情報を知る権利」については、市民の皆さんが、必要に応じて市が保有する情報の提供を受けることができることを権利として定めようというものであると考えられますが、まちづくりに必要であるか否かを問わず、市は、米子市情報公開条例において、「市政に関する情報に係る市民の知る権利（第1条）」を認めたと上で、「何人も、（中略）公文書の公開請求をすることができる。（第5条）」としており、ご提案の趣旨は、既に現在の市政運営において保障されていると考えています。

また、原案には、第6章第3節に、次のとおり市の情報公開についての基本的な考え方を示しています。

（情報公開）（原案条文）

第21条 市は、開かれた市政を実現するために、市が保有する市政に関する情報を適正に公開します。



■ご意見

◎自由・権利と対になる義務の規定を盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

原案では「まちづくり」を、憲法によって保障される自由・権利の行使の場と位置づけるとともに、その権利・自由を、濫用せず、常に公共の福祉のために使うことを市民の責務として定めています。「公共の福祉」という言葉は、少し難しいので、「皆の幸せ」と置き換えてみると、その意図が良くわかると思います。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの自由と権利を濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うものとします。

2 市民は、まちづくりの推進に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

これは、義務を果たして、初めて自由・権利が認められるという考え方ではなく、自由・権利を行使すること、その事自体に責任が伴うという考え方で、憲法にも同様の考え方が示されています。

イギリスの著名な哲学者であるジョン・ロックは、このことについて「近代的自由ほど不自由なものはない。」と言ったそうですが、そもそも「自由」とは、何でも自分の好き勝手・思い通りになることではなく、また、「権利」も、自分だけが何か得をすることではなく、その行使に当たっては、当然に責任が求められるものなのです。

こうした考え方や行動様式を地域社会に根付かせていくことが、この条例の大きなねらいの一つであり、そうすることで米子のまちは、今よりも、もっと住みよい魅力的なまちになると考えています。

【憲法】

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。





■ご意見

◎米子のまちが大災害に見舞われたときに、市民がどうするのかということを含め盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

災害のときに、市民の皆さんの生命・安全を確保するための具体的なことがらについては、市の地域防災計画にお示しているところですが、ご意見のように、市民の側に立って、そのような時にどのように考え、どのように行動するのかということを決めておくことは、とても意義のあることだと思います。

実は、原案の「まちづくり」は、良い時だけではなく悪い時、つまり、米子のまちが大災害に見舞われたときの市民の皆さんの活動のことなども想定しています。市の機能が失われるような甚大な被害を受けたとき、一人の市民としてどのように考え、どのように行動するのか、皆さんには、ぜひそのような視点で、この原案をもう一度、読み返してみたいと思います。

第2章 市民の役割等

(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進めるものとします。

第5章 身近な地域におけるまちづくり

(まちづくりへの参加)

第10条 市民は、身近な地域の様々な活動に参加し、その地域におけるまちづくりを推進していくように努めるものとします。



■ご意見

◎米子のまちづくりの方向性として、「山陰の商都」復活のようなことを盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

この条例の目的は、「まちづくりを行っていく上での理念」を定めることにあります。具体的には、米子のまちをつくっていくための市民の皆さんの考え方や行動様式、そうした考え方に立って市に求められる考え方や基本的な仕組みなどが書かれています。

さて、「まちづくり」には、市が関与する部分だけでも、地域福祉の推進、障がい者支援、男女共同参画の推進、農業振興、観光振興、子育て支援など、様々な分野があります。ご意見の「商都の復活」も地域の商業振興に関わることだと思いますが、米子のまちの均衡のとれた発展のためには、特定の分野だけを特別に扱うわけにはなりません。こうした考え方の下、この原案には、個別の政策分野についての考え方などは、あえて盛り込まないこととしたものです。

この条例に示されるのは、こうした幅広い分野の「まちづくり」に共通し、市民の皆さんの様々な活動や市の行政計画などを根支えする普遍的な考え方であることをご理解いただきたいと思います。



■ご意見

◎この条例の実効性の確保に関する事項を盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

原案の「まちづくり」は、市による都市機能の整備や市民の皆さんと市が協力して行う環境美化や地域福祉活動の領域だけでなく、市民の皆さんによるスポーツ・文化などの趣味の活動、自治会など地縁組織の活動、更には、企業の経済活動なども含めた、米子のまちで生まれ、まちの文化・風土の形成に影響を与えるあらゆる活動のことです。

このように「まちづくり」の領域を広く定義しているため、この条例の実効性を検証するために、こうした活動領域全ての状況を把握することや、その実効性を指標化・数値化してお示しすることは困難だと考えています。

しかし、原案の考え方に沿って市が定める個別分野の行政計画などについては、当該計画を所管する行政委員会などが、進行管理の一環として、進捗状況の評価・検証などを行っており、市民の皆さんには、その結果を必ず公表することとしています。



■ご意見

◎「議員」だけでなく、「議会」の条項を設けるべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

この原案第6章第3節（市民のための市政運営）でいう「市」は、市長、議会及び執行機関である市の職員のことであり、同節は、これら三者に共通する原則として定められていることから、ご意見の趣旨は既に原案中に反映されているものと考えています。



■ご意見

◎この条例は、米子市の憲法のようなものであり、最高規範である旨を盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

ご意見のように、自治基本条例のことを「まちの憲法」と呼ぶことがあります。

しかし、法律の体系上、条例の間に上下・優劣の関係は存在しませんので、この条例も、本市に多数ある条例の一つであり、「まちの憲法」と呼ぶようなものではないことから、最高規範という位置づけはしていません。

また、憲法が、国家から国民の権利などを守るために定められているのに対して、この条例は、まちづくりを進めていく上での理念を、市民の皆さんの約束事として定めようというものであり、その性格は全く異なるといえます。

しかしながら、この条例で取り扱う内容は、本市の自治のあり方に深く関わるものであることから、原案においては、市政運営において市は、この条例の趣旨を尊重すると、訓示的な規定を設けています。なお、この「市」は、市長、議会及び執行機関である市の職員の三者のことです。

(市政運営に当たっての原則)

第18条 市は、政策を決定し、及び遂行するに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。



■ご意見

◎「用語の定義」を設け、市民、自治会、子ども、市民投票等について条文中で解説すべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

ご意見のように、他市の条例には、条例の本文中に「用語の定義」を設けているものもあります。

しかし、この原案では、わかりにくいと思われる言葉などについては、念のため解説書で説明していますが、条例の本文中に「用語の定義」は設けていません。

この原案は、なるべく多くの市民の皆さんにお読みいただきたいとの意図から、難しい言葉や表現を使わずに、誰でも理解できる平易なものとし、条例全体を簡潔にとりまとめることに注意を払っており、このため、本文中には、特に「用語の定義」を設ける必要はないと考えています。



■ご意見

◎条例の名前が「米子市民自治基本条例」なのに、条文の中に「自治」、「市民自治」という言葉が見られない。この条例の趣旨を明らかにするためにも盛り込むべきである。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

ご意見のとおり、この条例は、米子のまちにおける自治のあり方について定めようというものにほかなりませんが、原案では、市民の皆さんに、この条例の趣旨をより深くご理解いただくために、あえて「自治」という言葉を使わず、親しみやすい「まちづくり」という言葉を使い、「市民が主体となったまちづくり」と表現しています。

「自治」という言葉自体の意味は「自ら治めること」と単純です。しかし、「あなたの暮らしの中の自治とは何ですか。」と聞かれたら、どうお応えになるでしょうか。ほとんどの人が答えに困るのではないかと思います。

また、「自治」は、「市民自治」、「地方自治」、「住民自治」、「団体自治」など、様々な熟語として使われますが、こうした熟語の中には、法律の解釈の上から、特別な定義が与えられているものもあります。例えば、「地方自治」は、国の統治形態であり、憲法に次のように規定されています。

第8章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

「地方自治」を行っていくための考え方として、「地方自治の本旨」という言葉が出てきますが、これは、住民とその属する地方公共団体の関係性を表す言葉だといわれており、具体的には、「団体自治」と「住民自治」からなるとされています。

憲法の逐条解説書には、「団体自治」とは、自治体が国の下部機構や出先機関ではなく、法的に独立した団体として存在（法人格を有すること）し、その団体が自己の責任で、自己の固有の仕事を自己の機関で処理することとあり、また、「住民自治」は、地

域の政治や行政を地域住民の意思に基づいて処理することであり、日本においては、住民の代表者を住民自らが選び、これに政治や行政の権限を委託する間接民主制の仕組みのことだとありますが、「団体自治」や「住民自治」という熟語を見て、すぐにこうした解釈が頭に浮かぶ人は、そう多くはないでしょう。

また、ご意見の「市民自治」という言葉は、いわゆる造語であり、現在のところ共通の定義がありません。このため、条例の中でこの言葉を使おうとするときには、「市民自治」とはこういうものですよと、その言葉自体を定義する必要があります。

他市の条例の中には、これを定義した上で「市民自治」という言葉を使っているものもあります。こうした条例の多くが、「市民自治の確立」を条例の目的に掲げていますが、「市民自治の確立」とは、一体、何がどうなった姿なのか、それが確立できた・できないは何をもって判断するのかなど、曖昧な印象が残ります。

こうしたことを考えながら、原案の目的をもう一度お読みいただけたらと思います。

第1章 総則

(目的) (原案条文)

第1条 この条例は、市民及び市がまちづくりを行っていく上での理念を定めることにより、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的とします。

いかがでしょうか、「自治」よりも「まちづくり」という言葉を使った方が、その目的や到達点がより具体的に想像できるのではないのでしょうか。「自治」という言葉を使う事が悪いことだとは考えていません。しかし、これを使うとなると、読み手によって様々に解釈が分かれたり、また、上位の法律に関わって特別な定義などを持つ言葉との間に矛盾が生じる可能性も否定できないのではないかと考えています。

また、言葉から受ける印象も重要だと考えます。市民の皆さんの多くは、「自治」と言われると、とっつきにくい、あるいは、大上段に構えられているような印象を受けられるのではないのでしょうか。

この条例を一人でも多くの市民の皆さんにお読みいただき、考え方をご理解いただき、日々の暮らしの中で活かしていただくためにも、条例の趣旨を、きちんと市民の皆さんにお伝えする必要があります。原案では、あえて「まちづくり」という言葉を採用したもので、この点についてご理解いただきたいと思います。



■ご意見

◎行政も議会も市民の信託によるものであることを明らかにすべき。

◎住民による地方自治の「信託」という考えは、国家主権、国の統治権を否定することにつながる。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

「信託」という言葉は市民の皆さんにはあまり馴染みがなく、理解しにくいものだと
の考えから、この原案の解説書では、市民と市長、市民と議員の関係について、次のと
おり説明しています。

第6章 市民のための市政運営（解説書）

第1節 市民代表の役割

この節では、市民から直接選挙で選出される市長、議員という市民代表（これを、二
元代表制と言います。）の役割について定めています。

市長は、市民代表であり、かつ、政策を企画、立案及び実施する執行機関の代表でもあ
ります。

また議会は、議決機関として、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などの権限
があるほか、調査権などを行行使することで、執行機関が適正に市政運営を行っているか
どうかを監視する役割を担っています。



■ご意見

◎市民が、夢や希望を感じられる内容にしてほしい。

■ご意見に対する市の考え方

原案どおりとします。

ご意見ありがとうございました。

条例は、法であり、解釈がいくとおりにも分かれるような曖昧な表現や、具体性の無い情緒的な表現、華やかな装飾的な表現などは極力避けなければなりません。

そうした背景があり、使うことのできる表現や言葉が限られることから、この原案を、当たり障りのない文章であり、夢や希望を感じられないとお感じになったのかもしれませんが、これはやむを得ないところもあり、ご理解いただきたいと思います。

しかしながら、市民の皆さんが、夢や希望を抱きながらまちづくりに取り組んでいただくことは大切なことであり、ご意見については、現実レベルの政策的課題と受け止め、この条例の理念に沿って示される個別分野の行政計画などが、市民の皆さんが夢や希望を感じられるものとなるように、心がけて参りたいと思います。



■その他のご意見に対する市の考え方

章	条	ご意見（要旨）	市の考え方
前文	前文	「市とが」の次に「社会構成の四要素の自助・互助・共助・公助のバランスのとれた」を、また、「果たして」の次に「市民と協働の」を、更に、「まちづくりを」の次に「基本理念と将来ビジョンを構築し、」を挿入する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
前文	前文	前文「世代に引き継いで」を「世代に継承して」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第1章	第1条	（目的）の「となったまちづくりを推進する」を、「となった市民権利と義務、議会と市の役割と義務、住民自治の仕組み等を定めることにより、市民が共通認識を持って市政に参画・協働してまちづくりを推進し、地域福祉が充実し、自立した米子市を実現する」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第3章	第5条	「に鑑み、その成長」を、「を再認識し健全育成に積極的に」に、また、「(子どもの成長の)」を「(子どもの健全育成の)」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第5章	第11条	（地域の課題の解決）」を（地域の課題解決)に、また、	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方

		同条中の「地域の課題」を、「地域及び関連の隣接地域の課題」に修正する。	をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第6章	第17条	第2項「職務を遂行する上で」を、「その職務を遂行するため」に、また「高めるように努めます」を、「向上に積極的に努め、その職務に専念します。」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方を理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第6章	第20条	「市民と共有され」を、「住民に必要な情報は共有され」に、また、「情報の提供に努めます。」を、「広報よなご・よなご市議会だより・ホームページ等様々なメディアの活用や各種説明会等の方法により情報の提供に積極的に努めます。」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方を理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第6章	第24条	「市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下、「総合計画」といいます。）」を、「市長は、市の将来を中期（5年間）・長期（10年間以上）に区分して、将来を見据えた継続的な総合的かつ、計画的な市政運営を図るための計画（以下、「総合計画」といいます。）」に、また、第2項「見直しを行います。」を、「見直した場合は、市民に説明をします。」に修正する。更に、第3項「公表します。」を、	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方を理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。

		「公表し説明します。」に修正する。	
第6章	第28条	「情報を提供し、」を、「情報を提供すると共に、必要により説明した上で、」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第3章	第6条	「に努める」を、「積極的に努める」に、また、条2項「の連携」を「一体的な連携」に修正する。	この条例において、「努める」という表現は、「分（ぶん）に応じた努力を払い、所期の目的を果たそうとすること。」という意味で使われています。軽微ではありますが、市民の皆さんに義務を課す内容であり、これを「積極的に」とすることは少し行き過ぎたものだとの考えから、原案どおりとします。
第4章	第7条	第1項及び第4項「に努める」を、「積極的に努める」に修正する。	この条例において、「努める」という表現は、「分（ぶん）に応じた努力を払い、所期の目的を果たそうとすること。」という意味で使われています。軽微ではありますが、市民の皆さんに義務を課す内容であり、これを「積極的に」とすることは少し行き過ぎたものだとの考えから、原案どおりとします。
第4章	第9条	（個人情報保護）法・米子市個人情報保護条例に重複・個人の人権保護等問題があるため第9条2項及び第3項を削除する。	米子市個人情報保護条例は、市の保有する個人情報の保護などを規定するものであり、これは、市民の皆さんに対するものではありません。しかしながら、まちづくりの上で、人と人が関わりあう中では、当然ながら個人情報の収集などが必要となることから、やはり、こうした規定は必要であり、原案どおりと

			します。
第6章	第17条	(職員の役割)「職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し」を、「すべての職員は、市民全体の奉仕者として、公共の利益のために、法規令達条例を遵守し」に、また、「に努める」を、「積極的に努める」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第6章	第21条	「開かれた市政」を、「地域住民と相互信頼の下、開かれた市政を」に、また、「市政に関する情報を適正に公開」を、「市政に関する情報のうち市民に必要な情報は必要に応じ、米子市情報公開条例に基づき適正に公開するよう積極的に努めます。」に修正する。更に、第2項「努めます。」を、「積極的に努めます。」に修正する。	1人でも多くの市民の皆さんに、この条例をお読みいただき、考え方をご理解いただきたいということから、原案には、過剰な形容表現や難解な語句は用いないこととしていることから、原案どおりとします。
第4章	第9条	(情報の共有及び活用の原則)を、(個人情報の共有及び活用の原則)に、また、「それぞれが保有する情報を提供し合い、これを共有し、及び活用していくものとします。」を、「個人情報で市職員等が職務上知り得た個人情報の取り扱いは、法律及び米子市個人情報保護条例の定めによるほか、原則として地域福祉や住民自治の推進に重要かつ必要のものに限り共有し、活用することとします。」に修正する。	個人情報について、ご意見のように「原則として地域福祉や住民自治の推進に重要かつ必要のものに限り共有し、活用することとします。」と規定することは、個人情報保護条例に規定する個人情報の取り扱いに違反する可能性が高いためできないと考えています。

第6章	第22条	<p>「適正に保護」を、「適正に保護し、地域住民に必要なかつ、重要な情報については、地域住民の安全・安心な福祉の増進のため、地区社会協議会や校区自治会等に限り必要最小限の範囲内で個人情報保護法・市個人情報保護条例の精神を深く理解したうえで必要な個人情報の適正な使用に努めます。」に修正する。</p>	<p>個人情報について、ご意見のように「原則として地域福祉や住民自治の推進に重要かつ必要のものに限り共有し、活用することとします。」と規定することは、個人情報保護条例に規定する個人情報の取り扱いに違反する可能性が高いためできないと考えています。</p>
第6章	第29条	<p>第1項、第2項及び第3項の「市民」を、「住民」に修正する。</p> <p>【理由】市の解説文では、「市民＝住民だとする検証・検討結果としているが、法律用語的にいうと、「住民＝住民基本台帳登録者に限る」が、市民＝条例機能等から他市からの通勤・通学者も含むので「＝」ではない不適切であるため改める。</p>	<p>地方自治法第10条に規定する住民は、「住所を有する者」とあり、住民票の有無や国籍を問わないとされています。このため様々な理由で住民票を置かずに本市に居住される方や外国人を含むものです。</p> <p>また、通常、条例は、属地的な性格を持っていますが、米子におけるまちづくりの理念を定めるとこの条例の特性などから原案は、属人的な性格を付与されています。</p> <p>原案には、まちづくりに対する考え方や行動様式を、市民の皆さんに「努める」という軽微な表現で義務付けしているところがありますが、こうした規定は、そこに暮らす者の間だからこそルールとしては成立するのであって、通勤・通学者にまでこうした義務を負わすことは、少し行き過ぎたものだと考えています。</p>
第6条	第29条	<p>住民投票制度化し、住民投票権者の拡大と連署結果の尊重と実現等市民の権利等</p>	<p>現行の法律においては、市町村の合併など特別な場合を除いて、住民投票を制度的に保障するものは存</p>

		の取り扱い方について条項を定めること。	在しません。本市では、原案に、地方自治法の直接請求権の規定を住民投票に特化し、再掲しており、これは、住民投票を制度化するものと考えています。
第7章	第31条	「国と対等」という表現は、国家の統治権を否定するものである。	ご意見のように、団体自治、すなわち地方公共団体による地方運営は、国の統治の形態に過ぎません。しかしながら、団体自治とは、国の中であって国から独立した地域的団体の存在を認め、その団体にその地域の政治を行わせることであり、地方公共団体が、固有の権限と独立性を有することは否定できません。原案では、こうした地方公共団体のあり方に鑑みて、「国と対等」という表現を使っています。
その他	その他	この条例の内容が市民に知らされていない。	この条例が、本市のまちづくりの理念を定めようという大切なものであることから、今般の意見募集は、通常よりも長い期間を設定したのですが、この条例の趣旨や必要性などについて、ふれあい説明会などの機会をとらえて、今後も引き続き、市民の皆さんにお伝えして参りたいと思います。
その他	その他	素案は、原案の解釈を拘束するものでないことを明記すべきである。	原案の作成にあたっては、市民の皆さんにつくっていただいた素案に示されている考え方などを参考にさせていただきました。しかしながら、原案と素案は別のものであり、ご意見のような拘束力は存在しないものと考えております。なお、このことを解説書などに明記することについては、特に必要性が認められないことから考えて

			おりません。
その他	その他	原案を修正しないようにすべき。	原案の内容を全面的にご支持いただきご意見ではございますが、合理的な理由があり、盛り込むべきご意見については、今後、原案に盛り込みながら、より良い条例案としていきたいと考えております。
その他	その他	原案は、素案の考え方を汲んでおり、支持できる。	原案の内容を全面的にご支持いただきご意見ではございますが、合理的な理由があり、盛り込むべきご意見については、今後、原案に盛り込みながら、より良い条例案としていきたいと考えております。
その他	その他	素晴らしい素案をお作りいただいた検討委員会の皆さん、ありがとうございました。	<p>第3章「将来のまちづくりの担い手としての子ども」、第5章「身近な地域のまちづくり」など、原案には、他市の条例には見られない米子ならではの独創的な考え方が示されています。</p> <p>こうした考え方は、市民の皆さんにつくっていただいた素案にその源があり、このことから、この条例は、米子市では初めての市民提案型の条例だと考えています。</p> <p>市としても、素晴らしい素案を提案くださった検討委員の皆さんに改めて感謝申し上げるとともに、このようなご意見をいただいたことをお伝えしたいと考えています。</p>
その他	その他	この条例は必要ない。	<p>この条例は、平成20年度から、市民の皆さんによる検討委員会を設置し、沢山の市民の皆さんの参加を得ながら策定作業を進めてまいりました。</p> <p>少子高齢化の進展などの不安もある中で、私たち市民が将来にわた</p>

			り、まちに誇りを持ち、満足して住み続けることができるように、米子のまちづくりの理念を定めようとするものですので、こうした趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。
その他	その他	もう一度、条例が必要かどうか良く考えてほしい。	<p>この条例は、平成 20 年度から、市民の皆さんによる検討委員会を設置し、沢山の市民の皆さんの参加を得ながら策定作業を進めてまいりました。</p> <p>少子高齢化の進展などの不安もある中で、私たち市民が将来にわたり、まちに誇りを持ち、満足して住み続けることができるように、米子のまちづくりの理念を定めようとするものですので、こうした趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p>
その他	その他	この条例は、一部の市民団体等が制定を目論むもので危険である。	<p>現在、全国で 200 を超える自治体が自治基本条例を策定しており、また、多数の自治体が策定に取り組んでいます。</p> <p>こうした状況の下、市民の皆さんの、この条例に対する関心が高まる中で、市にも少なからずこのようなご意見をいただいておりますが、本市の原案は、政治的にも中立を確保しているものと考えています。</p>
その他	その他	この条例ができれば、外国人が多数移住してくる。	<p>現在、全国で 200 を超える自治体が自治基本条例を策定しており、また、多数の自治体が策定に取り組んでいます。</p> <p>こうした状況の下、市民の皆さんの、この条例に対する関心が高まる中で、外国人参政権の問題などに関</p>

			わって、市にも少なからずこのようなご意見をいただいておりますが、既に策定を終えた自治体においても、このような事例は認められず、あまり現実的なものではないと考えています。
その他	その他	自治基本条例の第一義は、「住民自治を一層広げ、深める」ことにある。	ご意見のとおりだと考えております。
その他	その他	意見募集の資料が各公民館に1部、貸し出し用5部(計6部)では足りない。希望者には、無償で提供してもらいたい。	従前から、ご要望があれば提供することとしておりますが、今一度、内部に徹底したいと考えております。
その他	その他	老人クラブの方向性について、考えておられるか。	老人クラブは、市民の皆さんがつくられた任意の組織であり、市がその活動の方向性などについて指導したりする立場にはありません。 しかし、市としても、高齢者の皆さんに、健やかにお過ごしいただくことは大切なことだと考えており、高齢者施策の一環として、様々な相談に応じるなど、適切な支援を講じてまいりたいと考えています。
その他	その他	行政に対する「苦情・要望」等に対する「市・議会・行政」の応答を義務制度化する(含む提案制度)ための条項を追加すること。	市民の皆さんの苦情・要望に対する対応の考え方は、原案第6章にお示ししているところですが、個々の具体的な救済措置などについては、米子市行政手続条例など、他の条例・例規の定めによるところと考えています。

■今後の予定など

今回お寄せいただいたご意見、市議会からお寄せいただいた意見などについて検討し、盛り込むべきものについては、最終的な条例案に反映させるものとします。

条例制定の際には、その内容などについて、改めて皆様にお知らせしたいと考えておりますので、いましばらくお待ちいただきますようお願いいたします。



〒683-8686

米子市企画部市民自治推進課

米子市加茂町1丁目1番地（4階）

TEL 0859-23-5375

FAX 0859-23-5354